

賠償責任保険の企画提案に係る手続開始の公示

次のとおり業務提案書等の提出を招請します。

平成27年12月 1日

首都高保険サポート株式会社
代表取締役社長 野口 秀昭

1 業務概要

(1) 業務名

首都高速道路株式会社が発注する首都高速道路の保全工事に係る賠償責任保険の引受

(2) 保険契約者

保険契約者：首都高速道路株式会社

被保険者：首都高速道路株式会社及び首都高速道路株式会社からの工事受注者
(下請会社を含み、下請けの数次は問わない。以下同じ。)

(3) 業務目的

本業務は、当社の予算の範囲で発注工事の適切かつ効率的なリスク管理のため、工事発注者である首都高速道路株式会社が契約者となり、発注工事に対し包括的に保険を付保するものである。

(4) 業務内容

首都高速道路株式会社が発注する首都高速道路の保全工事について、工事中に他人の生命や身体の障害又は他人の財物の損壊等が発生し、首都高速道路株式会社又は工事受注者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。

(5) 履行期間

平成28年4月1日午前0時から平成33年3月31日午後12時まで

保険期間は1年間を基本とし、2年目以降の取扱いについては、別途覚書を締結するものとする。

(6) 共同保険

本保険は共同保険とする。

(7) 保険料

保険料は毎年度確定精算を行うものとする。

2 競争参加資格

(1) 特別の事由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は参加することができない。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間、参加することが出来ない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に粗雑にし、不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

⑤ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) (2)に該当する者は代理人として使用する者を参加させることが出来ない。
- (4) 次の各号の一に該当すると認められる者は、参加することが出来ない。
 - ① 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ② 参加する者に必要な資格に係る審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人又はこれに準ずる者
- (5) 日本国内において損害保険業の免許を有していること。
- (6) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県内のいずれかに本社、支社もしくは営業所等の拠点を有すること。

3 参加表明書等の提出

- (1) 以下の資料を提出すること。
 - ① 参加表明書（別記様式第1）
 - ② 登記事項証明書（現在事項全部証明書）又はその写し
 - ③ 財務諸表類（資料提出日の直前1営業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表）
 - ④ 業務提案書（別記様式第2）
 - ⑤ 業務提案書に係る根拠資料
 - ⑥ 見積書（8に定めるもの。別記様式第3）
- (2) 提出場所、提出期限
1 3 (3)による。
※上記資料に要する費用は参加表明者の負担とする。
※提出資料に関して別途説明を求める場合がある。
※提出資料は返却しない。

4 業務提案書の評価項目

- (1) 提案内容： 保険のプログラムとしての完成度、合目的性を評価
 - ・ 支払限度額[CSL。保険期間中、何回も可。]（根拠含む。）
 - ・ 免責金額（根拠含む。）
 - ・ 追加特約条項（根拠含む。）
 - ・ 翌年度以降の保険料の変動を緩やかにする工夫（根拠含む。）
- (2) 企業信用力： 当該事業の公共性に鑑み、損保会社が倒産等に陥ることがないように様々な角度から評価
 - ・ Moody's格付、S&P格付、R&I格付（直近のもの）
 - ・ 純資産（平成26年度末）
 - ・ 経常利益（平成26年度）
 - ・ ソルベンシーマージン総額（平成26年度末）
 - ・ 賠償責任保険の責任準備金（平成26年度末）
- (3) 業務実績： 賠償責任保険の正味収入保険料（平成26年度）を評価

5 取扱い代理店

首都高保険サポート株式会社

6 保険内容

- (1) 保全工事の内容：平成28年度以降に首都高速道路株式会社東京西局（プロジェクト本部除く。）、東京東局及び神奈川管理局が新規発注する工事（橋梁補修補強工事、構造物補修補強工事、建

物補修工事、舗装工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路清掃等。ただし、維持補修工事を除く。）

(2) 完成工事高：42億円（平成28年度完成工事高見込み額、消費税及び地方消費税込み）

(3) 必須特約条項

①被保険者間交差責任特約

複数の被保険者間相互の賠償責任を補償する特約

②発注者保険優先払い特約

発注者の保険を優先払いとする特約

③保険責任の始期及び終期修正特約

保険の始期を毎年度4月1日午前0時、終期を翌年3月31日午後12時とする特約

④初回保険料支払い特約

初回保険料払込期日を始期後とする特約

(4) 追加特約条項

その他提案のあった特約（ただし、提案のあった特約について採用しない場合もある。）

7 業務規模

本業務の業務規模として定めた金額（上限。当初1年間の保険料。以下同じ。）は700万円である。

8 見積書

保険料は、平成28年度の完成工事高見込み額を算出基礎数字として、保険期間1年間で算出し、見積書（別記様式第3）に見積金額を記入し、記名押印のうえ、提出する。

9 見積りの無効

見積りが次のいずれかに該当すると認められるとき。

(1) 本公示に示した競争参加資格のない者の見積り、参加表明書、業務提案書等に虚偽の記載をした者の見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りを行った場合

(2) 明らかに連合（公正な価格を害し、又は不正の利益を得る目的で、見積りが、あらかじめ相談し、その一者を契約の相手方とさせるように約束することをいう。）によると認められる見積りを行った場合

(3) 見積り者又はその代理人の記名押印が欠けている場合

(4) 見積書が誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確な場合

(5) 見積書に条件が付されている場合

(6) 本公示に示した業務規模として定めた金額を超える見積金額が記載してある場合

(7) その他指示に違反し、又は必要な条件を具備していない場合

10 2年目以降の保険料

2年目以降の保険料は、毎年度の算出基礎数字（完成工事高見込み額）に対して、前年度の料率及び損害率を踏まえた料率を乗じて保険料とする予定。

11 契約相手方の特定方法

競争参加資格を満たし、提案内容、企業信用力、業務実績について、総合的に評価し、提案の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方（共同保険幹事社）として特定し、保険の詳細を決定する。共同保険幹事社として特定されなかった者については、提案の評価点に従い、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を4位まで順位を付して共同保険構成員として特定する。ただし、他の構成員となる者と比較して提案内容が著しく劣る者は、特定しない場合がある。

この場合において提案の評価点が同点の者が2者以上あるときは、業務規模として定めた金額の

範囲内で有効な見積書を提出した者のうち、見積金額の低い方の者を評価点が上位の者として決定する。また、提案の評価点が同点かつ同価の見積りを行った者が2者以上あるときは、指定する日時及び場所において、当該見積者にくじを引かせて評価の順位を決定する。なお、当該見積者のうち、くじを引かない者があるときは、首都高サポート株式会社社員のうち、本件事務に関係のない者にくじを引かせることができるものとする。

共同保険の引受割合は、引受会社数により以下とおりとする。ただし、引受会社数が2社未満の場合は、1(6)によらず共同保険としない。

【4社の場合】	1位：50%（幹事）、2位：25%、3位：20%、4位：5%
【3社の場合】	1位：60%（幹事）、2位：25%、3位：15%
【2社の場合】	1位：70%（幹事）、2位：30%

1.2 契約金額

契約の相手方（共同保険幹事社）となる者の見積書に記載された保険料をもって契約金額とする。

1.3 手続等

(1) 担当者等

首都高保険サポート株式会社 保険事業部 担当 木下
〒103-0027
東京都中央区日本橋3-11-1 HSBCビル2階
TEL:03-3548-3121 FAX:03-3273-7230
MAIL:hoken@shutoko-hoken.jp

(2) 参加表明書等様式の交付

参加表明書等の様式を次のとおり競争参加希望者に無償で直接交付する。

① 交付期間：平成27年12月1日（火）から平成27年12月14日（月）までの毎日午前10時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）

② 交付場所：上記(1)に同じ。

(3) 参加表明書等の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間：平成27年12月1日（火）から平成27年12月14日（月）までの毎日午前10時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）

② 提出場所：上記(1)に同じ。

③ 提出方法：持参による。（正本1通、副本2通）

1.4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書等に関する問い合わせは次のとおり。

① 質問は、1.3(2)の様式の交付を受けた者から電子メールにて受付ける。1.3(1)記載のメールアドレス宛に質問内容を送信すること。

② 受付期間：平成27年12月1日（火）午前10時から平成27年12月4日（金）午後3時までの毎日。

③ 質問に対する回答は、電子メールにて1.3(2)様式の交付を受けた全者に回答する。

(3) 回答日：平成27年12月10日（木）を予定。

(4) 評価の結果については、後日ホームページ上で公表する。

以 上